

行橋市電気自動車用充電設備導入業務仕様書

1. 業務名

行橋市電気自動車用充電設備導入業務

2. 目的

市では、行橋市地球温暖化対策実行計画に基づき、電気自動車の利便性向上及び普及拡大を図るため、市役所庁舎駐車場内（以下、「駐車場」という。）に電気自動車を利用可能な充電設備（配線等の附帯設備を含む。以下、「EV 充電設備」という。）を導入することにより、電気自動車の普及に寄与する利用環境の整備を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とする。

3. 事業期間

（1）事業開始時期

市と事業者との協議により決定するものとする。

ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに EV 充電設備の設置を完了するとともに、完了した日から速やかに事業開始すること。

（2）事業期間

事業期間は、EV 充電設備の運用を開始した日から起算して最低 5 年間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV 充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。

ただし双方の協議により、事業期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

（3）事業終了後

事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとする。

4. 事業の実施場所

行橋市役所（行橋市中央一丁目 1 番 1 号）

設置場所は別紙（設置希望場所）のとおり。

5. EV 充電設備の種類

普通充電設備（6 KW）以上（急速充電設備も可）とする。

設置基数については、企画提案内容を踏まえ、市と協議のうえ決定する。

6. 事業の内容

本事業は、駐車場を活用し、EV 充電設備を整備するもので、EV 充電設備の設計、設置工事、EV 充電設備の利用システム等の整備等 EV 充電設備導入に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 事業者は、EV 充電設備の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。
- (2) 事業者は、EV 充電器設置の際は施設の駐車場区画等を十分に考慮し、施設の運用・維持管理等に支障をきたすことのないよう EV 充電設備の規模を検討するものとする。
- (3) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施すること。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案するものとする。
- (5) 利用料金の支払いは、クレジットカードや QR コード決済またはそれらと連携したアプリでの決済など利便性の高い決済システムとすること。
- (6) 充電時の電力については、原則事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。
ただし、普通充電設備に限り、上記工事が実施できない場合、市が EV 充電設備の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する際はこの限りでない。
- (7) EV 充電設備の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

- (8) EV 充電設備の整備にあたっては、事業者は、事前に EV 充電設備の仕様、施工方法等を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (9) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (10) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復すること。
- (11) 事業者は、EV 充電設備の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (12) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (13) 第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。
- (14) 災害発生時など充電設備を無償で開放できるなど柔軟な対応が可能であること。
- (15) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (16) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (17) 事業者からの企画提案内容が達成できないことによる市の損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (18) 事業者は、設置した EV 充電設備の利用状況を毎年市に報告すること。

(19) 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者にもらしてはならない。事業終了後も同様とする。

7. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。